

(財政金融委員会)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第一四号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、国際通貨基金への加盟国の出資総額が増額されることとなったことに伴い、政府が、同基金に対し、百五十六億二千八百五十万特別引出権に相当する金額(現行は百三十三億千二百八十万特別引出権に相当する金額)の範囲内において出資することができるとするものである。